

グループ税制度の導入

税制改正大綱で公表された平成 22 年度の主要改正項目のうち、法人税関連は、「グループ税制度」の導入が注目されています。グループ税とは、100%資本関係のあるグループ法人間の取引等に係る新たな制度です。

今までの制度を踏まえた上で画期的な変更項目と言えますが、少々難しい内容が含まれていますので、該当するの否かにつきましては直接お尋ね下さい。

まず、開始事業年度から適用されるのは下記の項目となります。

平成 22 年 4 月 1 日 から適用	資本金の額等が 5 億円以上の法人の 100%子法人は、中小企業特例措置は適用しない。 (軽減税率、特定同族会社の特別税率の不適用、貸倒引当金の法定繰入率、交際費等の損金不算入制度における定額控除制度、欠損金の繰戻しによる還付制度)
	100%グループ内の内国法人からの受取配当については、全額益金不算入とし、負債利子控除を適用しない。
平成 22 年 10 月 1 日 から適用	100%グループ内法人間で一定の資産を移転したことにより生ずる譲渡損益について、課税を繰り延べる。
	100%グループ内法人間で非適格株式交換等が行われた場合、完全子法人等の有する資産を時価評価制度の対象から除外する。
	100%グループ内法人間の寄付金について、支出法人において全額“損金不算入”とするとともに受領法人は全額“益金不算入”とする。
	100%グループ内法人間で現物配当を行った場合、譲渡損益の計上を繰り延べる。この際、源泉徴収等は行わない。
	100%グループ子法人の株式を親法人に譲渡する等の場合、譲渡損益を計上しない。

グループ税制の導入とともに、連結納税制度の一部見直しと資本関係取引等の税制も見直しがされるので注意が必要です。

税務レポート 2010.2.1号

税理士法人CFTパートナーズ

株式会社クラウン経営サポート

〒541-0051 大阪市中央区備後町 3-4-8 フクエイビル 6 階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : asou-tax@nifty.com <http://www.cft-partners.jp>